

明治20年代の社会主義文献

定 平 四 良

さきに(「人文論究」第10卷第3号)明治10年代の社会主義思想について述べたが、ここでは、明治20年代に発刊された社会主義文献3冊をとりあげて、その内容を紹介したい。明治10年代の社会主義が当時の日本の政治的状況—自由民権運動をめぐる政治意識によって論義の対象にされたとするならば、20年代の社会主義思想は社会問題(充分近代的とは云えない貧民問題)をめぐって研究の俎上にのせられたと云えるであろう。また、20年代は17・8年を頂点とする欧化の風潮に対する反動として国粹保存、伝統的思想復活の風潮の時代でもあった。東京大学を東京帝国大学と改名した(19年)ように、日本の主体性確立を願望し意図した時代である。したがって、この時代の社会主義思想の理解もこの精神的姿勢からなされているのである。それは、桜井吉松の次の言葉に最もよく表われている。「余窓かに以為らく、我が帝国の三千有余年の間、東海の表に卓立し、内に不逞の徒なく、外威信を完うする所以のものは、他なし、歴代の天皇陛下は皆衆と共に樂むとの大御心もて下民を愛恤し玉えるを以てなるべし、此大御心こそ日本における社会主義なれと信じ、其理由を祖述し、敢て現時の社会論者に反抗し、之れが猛省を促したり」。(桜井吉松著『日本之社会』序文)ここに取りあげた3冊は、20年代の代表的な社会主義文献であり、その精神的姿勢は同じものであるといってよい。20年代の社会主義思想について語るには、他に幾つかの文献があるし、数多の雑誌論文もある。また、他の要素の分析をも試みなければならないが、今回は3冊の文献の内容を紹介するにとどめる。

社会党瑣聞

本書は明治24年3月に出版された46判184頁の小冊子である。著者石谷斎蔵は慈父から「清の陸氏著す所の康濟録」を講ぜられて社会問題に関心をもちはじめ、以後、同人社、東京専門学校に学び、「皆業半ばにして為す所無かりしかば、米国に赴きウイリヤム・ケント氏の許に寄寓し、名士ヲコンソル・ヲ・ブレーン諸氏と聲咳に接することを得て」(社会党瑣聞例言)社会主義に関する知識を得たようである。本書の価値を、西田長寿教授は第一に、明治20年代に入って最初の纏った社会主義研究書であり、第二に、それは単に欧米における社会主義運動の沿革や現状に及んでいるだけでなく、わが国における救貧運動について白隱禪師や大塩平八郎を問題にしているという点で、第三に、多くの米国留学経済学徒が、イリーの經濟原論の紹介に努めていたとき、この著者はイリーの社会主義関係の著書を引用していを点をあげている。(明治文化全集・解題)

本書は15章から成っているが、著者の思想がうかがえるのは第5章までであって、第6章以下はいくつかの引用書の抄釈紹介にとどまっている。全体としてその難駁をいなめないが、第12・3・4章で紹介されている人々の略伝は、従来の書にみられない詳細なものであり、その点からは高く評価してもよいであろう。紹介されている人々の名をあげると、

第12章 仏国社会党の略伝

バボッフ=バブーフ

カベット=カバー

セン・シモン=サン・シモン

フーリヤ=フーリエ

ブランク=ブランキ

プローホン=プルドン

ジュル・シモン

第13章 英国社会党員ロパート・ヲーエン氏並に其主義の政社

第14章 曰耳曼社会党員の略伝

ロッバータス=ロードベルトウス

コール・モックス=カール・マルクス

ラッセル=ラサール

=以下は筆者しるす。

さて、著者の思想を知るために第1章から第5章までの内容にふれていこう。まず、目次をかけておく

第1章 貧民

第2章 貧困

第3章 貧民救助と慈善心

第4章 同盟罷工

第5章 器械の発明は文明を益するに足らず

著者は「紛々たる政党乱れて麻の如く、貧民問題は朝野の間に躊躇り、一部細民は日々に餓死せんとする者數多人、天保の饑饉も啻ならざる」(自予)時勢と観じ、「抑も貧民問題とは何ぞや、曰く、歐州社会党的学理是なり」(自予)という見解に立って、貧民問題から説きおこしているのである。マルクスの言葉を借りて、貧者は益々其数を増して益々貧に、富者は益々其数を減じて其富を倍する傾向が歐州一般の状況であることを述べ、尾崎惺堂の「天下第一の富国たる英國には至る所として弊衣徒跣の貧民を見ざるはなく、乞食には非ずして独立の生計を営む所の労役者と雖も、米国に比するときは極めて粗悪なる衣服着し居れり。……上流富貴の紳士貴女は錦衣玉食驕奢賈沢至らざる所なきに、下流の貧民に至ては饑を充たし寒を防ぐすら出来ず、徒跣泥土の間に徘徊し、父子相顧みて其不遇を嘆ず。社会党、共産党的現出するも無理ならぬ次第と申すべし」という英京倫動通信を掲げ、さらに、井上毅の貧民論を引用している。「見るべし、歐州各国至る所社会党的勢力は日一日より增長するを。幸にして未だ耶蘇教の慈善主義上下の間に多少の勢力を有するを以

て、紳士社会に慈善の事に力を尽す者少からざれば、多少窮民の心を和くるを得るなり。日本の如きは慈善の事業更に挙らざるも、幸にして貧富の懸隔未だ甚しからず、且貧民に教育乏しければ未だ社会党的發生を見ずと雖も、今日に於て大に警戒する所なかるべからず。夫れ貧富の懸隔は文明に赴くに従い競争の結果より必然生すべき理なれば、國家は社会を保持する義務として貧民救助の事に力を尽さざるべからず。況んや日本の如き宗教に冷淡なる国にして、孔孟道徳の説既に地に落ち、民心日に輕薄に流れるの今日に於てをや。然るに近来日本の社会は、法律的の思想増加せると共に、貧民に対する感情も従って乾渴に赴き、警察署に於ても乞食征伐に力を尽す様になれり。然れども目下窮民困厄の情態を察するときは實に憐むべき者少からず。然るに貧民に対する情此の如き輕薄なるときは決して國家の美事に非ず。……又社会の耳目たる新聞社会の少しく是等の事に注目せんことを望むや尤も切なり」と井上毅が歐州社会と日本社会とを比較考察して、貧民問題に関して識者の注意を喚起していることは、とりもなおきず著者の見解を示しているものである。

本書の著者は、山上憶良の貧窮問答や兼好法師の言葉を引用しながら、古來、貧困が如何に重要な問題であるかを述べ、貧困は「天賦の人権を防げ、恥辱侮慢を導き、熱鉄を用うるが如く吾人の道徳及び心意の性質の最も敏捷なる部分を爛焦し、最強き尊むべき感覚と最優美なる愛情を反撥し、最必順の氣力を衰耗するものなり。」と考え、しかも、労力者が貧困であるのは、彼等が教育なく、道義心に乏しく、礼節を知らず、宵越の錢を使用せず目前の快樂を貪るに汲々としているからである。という一般の見解に反駁して、「社会百般の要素が下等人たらしむるものなり、……若し或障害物のながらしむれば、何如に労力者たりとも好んで下等人たるものあらんや。障害物とは所謂近世の社会問題即ち貧富懸隔の致す所なり。予は、労力者の下等人たり無教育者たり無智文盲者たるを責めんとする輩は、寧ろ退て貧富懸隔の縄を結び、其源因を講究するの良策たるを

勧告せんばあらざるなり」と云っているのである。それでは、著者自身貧民問題の解決策をどのように考へているのであろうか。

「人の苦を見て憂い、人の死を見て悲むは是れ天性人間の徳義なり。然れども予は、一概に貧民救助は政府公共の義務なりとして、良民の膏血を啜り以て一部の貧民を救ふものは或は其当を得ざるものなり」として、往古のスバルタ、アゼン、ローマの例を引き、或は英國の状況を述べ、徳川幕府の失政に言及している。そして、救貧を慈善家、宗教家、道徳家の側面の情に期待しようとする。「故に予は、現今とても所謂代議政府の下にありて、政府か其自己の手を以て貧民の救助を為すは益なしと云べけれども、其貧民の情態を忍ぶべからざるものとし、一国の君主若くは富豪の人々個々か、一己の徳義心より、餓死せんとするものを死地に助くるものは基より人間至善の義務と云わざるを得ず。其方法に至りては選択する所あらずんば非常の弊害を生することあるべし」と。齊の宣王、梁の武帝、仁徳天皇の仁政を称え、次に儒仏基諸宗教の慈悲の教訓をしるして白隱和尚施行歌を讃嘆している。しかして「救貧者の當に務むべきものに、寧ろ其人をして思考すべき点に至らしめ、且正しく判断すべき所の精神を振起せしむるに如かざるなり」と自助の精神を説いている。そして、この自助の精神を振起するものとして同盟罷工を評価している。即ち、当時の法科大学教授和田垣謙三の同盟罷行論を天保時代の経済学者の言葉であると批判し、同盟罷行が、労力者にとっては、自重の精神、自助の精神、互信の精神を、雇主には、労力者とて決して侮ることは出来ぬ馬鹿にすることは出来ぬと覺らしめるものであり、「同盟罷工は一般に害あるものでなく、或る点に於ては社会全國家の為に利益あるものです」と述べているが、それは、あくまで、労力者に対する精神上の功用としてである。

さて、第5章の「機械の発明は文明を益するに足らず」をみると、著者の思想は一層明瞭である。同盟罷工は貧富の懸隔が極端になったとき起るものであるが、労力者を、同盟罷工をやらなければならぬほど貧窮に陥れたのは、ほかならぬ機

械である。機械は社会を不平等ならしめ紊乱せしむる媒介物にすぎない。「一部人民の尊信するワット、スチブンソン諸氏は労力者に取りては三文の価値もなく…………ワットか蒸気機関を発明し、アークライトか紡績機械を発明して、非常に製造方に便宜を与え、資本家は富み、歐州各国は繁えたるに、労働者は独り饑餓に叫んで其安樂を共にすること能わざるの不幸不仕合せの境遇に瀕せり」と。我国においても鐵道の敷設は、数千の人民…………旅籠屋、人力者を餓死に瀕せしめ、鈴鹿山辺の旧街道の寂寞たるは見るに忍びず、此地を通行するごとに落涙せざることなく「故に予は労力者所謂下等者…………多数の世界を目的として論ずれば、断して機械は文盟を益するに足らず、寧ろ之を紊乱せしむるの利器なりと云わざるを得ず。歐州の社会党、共産党が社会の組織を一変せんとするも宜なりと云うべし」

以上に述べたことを要約してみると、まず、貧民問題に識者の注意を喚起し、次いで、貧民救助を慈善家、宗教家、道徳家などの側面の情に期待し、さらに、同盟罷行の精神上の功用を述べ、最後に、機械は社会を不平等ならしめ紊乱せしむる媒介物にすぎない、というのである。かかる著者の見解をみると、第六章以下に紹介されている社会主義も、それによって、どれほど、著者自身が社会主義を認識し得たかを疑わしめるものがある。けだし、これは、機械の生んだ貧困（歐洲）と機械以前の貧困（日本）との相異を認識し得なかつたところに問題がある。しかし、このことは、20年代に社会主義を論じた人々に一般にみられる事であって、著者のみを責めるわけにいかないだろう。公式的にいうならば、日本資本主義の未成熟が近代的労働者の問題を、資本主義社会における労働者の問題を充分認識せしめなかつたということになる。ともかく、貧困という社会問題に關聯せしめて、社会主義を論じた20年代の最初の纏まとった著書として注目してよいであろう。

国家的社會論

本書は、明治25年10月に出版された。著者につ

いては明治文化全集の解題の紹介を引用させていただく、「著者、斯波貞吉は福井の人で、若くして英國オックスフォードに学び、帰朝の後、東京大学文学科選科を了え、新聞記者となり、万朝報等に筆を執り、幸徳秋水、堺利彦等と肝胆相照し、幸徳・堺等が万朝報を退いて週刊平民新聞を創刊した際には、これがシンパサイザーとして、一時は同紙の英文欄を担当したこともある。明治38年には、山路愛山等と国家社会党を組織したりした。彼は殆んど万朝報に記者として終始し、黒岩の没後はその社長などにもなった。…………」

本書の内容についてまず第一に指摘しておかなければならぬことは、マルクス、エンゲルスの著書（共産党宣言）がでてはじめて社会主義の原理が確立したと述べていることである。著者は、プラトンの「共和国」に社会主義の発生をみ、ローマの田土平分法も社会主義なりとし、サン・シモン、フーリエ、オーエン、ルソー、ラムネー、カバーを紹介し、「以上述ベシ所ノ諸説ハ社会主義ノ発生セル端緒ニシテ未タ世人ノ注意ヲ惹ケニ足ラス、只一箇人ノ意志タルニ過キサリシヲ以テ、学術上ヨリ社会主義トシテ論究スルノ価値ヲ有セサルモノナリ。然ルニ1847年、社会主義ノ二大先導者タルマークス及エンゲルスノ著書出テテヨリ、社会的民政ノ原則始テ社会ニ勢力ヲ得ルニ至レリ」と述べている。

さて、著者は社会主義を3種類に分けている。即ち、第一に直正社会主義或は国民主義、第二に無政府主義、第三に共産主義である。そして、第一の直正社会主義以外は、今日在ては殆んど其跡を絶たんとするもので論ずる必要もないと云っている。その理由を共産主義から説明していく。

「共産主義トハ既ニ生出セラレテ現存スル所ノ富ヲ平等ニ分配スルヲ目的トシテ富ヲ論究スルモノナリ。而シテ富ニ関セサルコトハ此主義ノ範囲ニ非ナリ」。この共産主義の欠点は、富を平等に分配するためには、富者の財産の幾分かを貧者に分与しなければならない。而して、富者は自己或は祖先の労力によって得たものを理由もなく他人に分与することを欲しないであろうし、貧者が

富者の財産を分取する権利もないからである。また、かりに、富を平等に分配し得たとしたらどうであろうか。生活に心配がないがゆえに人々の労働意欲は減退して、遂に社会の滅亡に至るかもしれない。あるいは、生計に苦しまないがゆえに、婚姻が盛んに行われて人口が増加し、各人の労働にては到底生活し得なくなるであろう。而して「労働ニ難易アリ、労働者ニ巧拙アリ、若シ其業ノ難易ヲ問ハス、其芸ノ巧拙ヲ論セス、均シク富ヲ分配セントセハ、是レ公平ヲ得ント欲シテ却テ不公平ヲナスモノニシテ誰カ之ヲ贊スルモノアラン」ということになる。加之、「学術進歩 発明ノ如キ各人已ニ競争ノ念ヲ失フタル後ハ決シテ望ム可キニ非ズ」したがって、何れの点からしても共産主義は排斥しなければならない。

次に「無政府社会主義トハ警察事務ヲ除クノ外ハ政府ノ職務ヲ無用ナリシ。之ヲ廢シテ以テ生産ノ進歩ヲ計ラントスルモノナリ」。この無政府社会主義の欠点は、第一に、彼等が有害なりとした政府は、専政君主であつて立憲政体が有害かどうかは証明できない。第二に、彼等は、政府がなくとも社会の安寧幸福を保ち得るというが、それは未開社会のことであつて、社会の組織が複雑な文明社会では、政府の組織がなければ社会の進歩をみることはできない。第三に、ある事業の生産の発達を希望し、一個人の力でなし得ないと云うことは、委員を選出してやればよいというが、委員を選出するということは、実質的には政府を組織することになる。したがって、無政府主義を称えることは自己撞着である。

そこで、「真正社会主義トハ何事ニヨラス平等ニ社会カ利益ヲ得ルヲ目的トシテ殊ニ生産ノ発達ヲ企望スルモノナリ。而シテ政府ハ公平ニ社会ノ利益ヲ計ル者ナルヲ以テ、一私人或ハ數箇人ノ事業ヲ廢シテ尽ク政府ヲシテ此事業ヲ取ラシメントスルモノナリ」。この真正社会主義は、共産主義や無政府社会主義が資本家に抵抗せんとして急激な手段を用い、或は架空の理論で社会全体に損害を与えるのに対して、極めて穏和な手段によつて、社会全般の組織を改良せんとするものである。

「真正社会主义ノ目的ハ私人ノ資本ニ代フルニ
社会全体ニ由ッテ成ル所ノ集合資本ヲ以テシテ國
民全体ノ労働ニ由ッテ生産ヲ計ルニアリ。而シテ
之ル監督スルニ政府ヲ以テシ，各人労働ノ高及ヒ
其必要ニ従ツテ報酬ヲ与ヘシメ，現今世上ノ通弊
タル競争ヲ防クニアリ」。

この社会主义は現組織に比して果して利益を有するや否や。第一に、物品の需要供給と調節は政府でやるよりも私人にまかした方が政府にとって経済的である。第二に、この主義は労働者に充分な賃銀を与えようとするが、彼等に満足のいくようにはすれば政府の損失となるであろう。第三に、凡て労働の世となり、労働切符で物品を購入するようになると、何人も同一の物を求め得るゆえ競争心を生ぜず他人に卓越せんとする快樂を望めない。「凡テ人類ハ斯ノ如キ快樂アリテコソ生存スルノ甲斐アルモノナルニ，若シ之ヲ得ル能ハストセハ，即チ自由ノ権利ノ幾部分ヲ損害スルモノナリ」。自己の収入で自由に快樂を求めて得なかったら、この主義は文明の真理に悖るものである。第四に、物価はその製作の難易、需要の如何及時と場所で定まる。したがって、賃銀を一律に労働時間によって決めるのは経済の学理に反す。第五に、物価を単に労働時間で決めると、饑饉、戦争の場合政府が公債などを発行することが極めて難しい。以上の点から、真正社会主义は、徹頭徹尾破壊を旨とする共産主義や無政府社会主义と異なるけれども、なお、急激なる変化を求めるものであり、その方法に至ってはいまだ充分でない。凡そ人類は同一の状況の下に生まれたものでもないし、同等の生活をなしているものでもなく、満足するものでもない。しかしながら、「社会主义ハ凡テ無用ナルモノニ非ルナリ。万民同等ノ生活ヲナスハ決シテ望ミ得ヘカラサルノコトナリト雖モ、少ナクトモ一国ノ人民ノ成ル可ケ平等ニ近カラシメンコトハ何人モ之ヲ欲スル所ニシテ、国内貧富ノ度非常ニ隔離シ、貧者カ富者ノ圧抑ヲ受ケ、或ハ一方ニ驕奢ヲ極ル富者アリテ一方ニハ無数ノ貧民飢餓ニ迫ル如キハ何人モ之ヲ欲セサルノミナラズ、国民トシテ忍ヒサル所ナリ。之ヲ改良セントスルノ目的ヲ以テ起ルモノ之ヲ国家社会主义トイフ」。

かくて、著者本来の立場である国家的社会主义が登場する。国家的社会主义の目的は、第一に、各人の生活を成る可く平等に近からしめんとする。第二に、その為に國体を違え風俗習慣に反することはしない。第三に、各人の財産を毀損することはしない。而して、生産の進歩を第一として國家の発達を計るものである。約言すれば、善良なる政治家の所為に外ならない。國利民福を増進することを希望する政治家は、勉めて此主義の拡張を計らなければならない。特に現在の日本において国家的社会主义が要求せられるのである。それは何故であろうか「生産振ハスシテ國民貧ニ逼リ、国防備ハラスシテ國威ヲ海外ニ輝スニ至ラス，幸ニ歐州ノ諸國ハ自己ノ安危ニ顧慮スルノ際ナルヲ以テ未タ其余力ヲ東洋ニ張ル能ハスト雖モ、一朝彼等ニシテ充分平和ノ望ヲ得ン乎、西比利亜鉄道落成ヲ告ゲシ暁ニハ彼等カ勢力ヲ争フノ余響我ニ及フヤ蓋シ疑ヲ容レサル所、故ニ國民タルモノ預メ之ヲ救フノ策ヲ講究セシテ可ナランヤ」。そして、これを救うの策は国家的社会主义による生産の増強である。或は民力養休を計るべし、或は対等条約を締結すべし、或は軍備を拡張すべし、或は学芸を奨励すべしとか、種々様々な議論があるけれども、もっとも根本的なことは国家的社会主义にもとづく生産の増強である。後進国日本が長足の進歩を望むためには富国強兵でなければならぬ。この点から考えるならば、民力休養を計ることは、租税の負担を軽くしようということであろうが、国家は租税を直接間接に生産に使用するものであるから、租税の軽減は国家の生産力を弱めることになる。したがって、民力休養ということは国家の発達を障げる。また対等条約を締結すべしというが、富国強兵でなければ条約は有名無実である。条約を改正せんとするならば、まず、富強の実をあげなければならぬ。また、学術技芸の進歩も富国強兵であってこそ可能なのである。而して「国家的社会主义ハ生産ノ進歩ヲ主トシテ國家ノ発達ヲ計ルモノナルヲ以テ、我国ノ隆盛ヲ計ルニ此主義ニ由ラスシテ可ナランヤ。…………富國ハ国家的社会主义ニ非ンバ之ヲ得ル能ハストセハ、我カ国家ノ隆盛ヲ企望スル

モノ此主義ニ由ラスンハ到底其望ヲ達スル能ハサルナリ。斯主義ノ必要モ亦大ナルカナ。余ハ振フテ此主義ノ拡張ヲ計ラント欲スルモノナリ、又計ラサルヲ得ズト信ズルモノナリ」と。さて、それでは、著者の国家的社會主義は如何なる内容を持っているのであろうか。

社會主義ト土地 「土地ハ生産上ノ最要素ナレハ、余ハ今社會主義ノ方針ヲ示スニ当り最初ニ土地ニ就テ論セン」と。土地問題に関しては、ヘンリー・ジョージの「進歩ト貧窮」に示された土地国有論を批判して「文明国ニ在リテハ政事上人民タルモノハ同等ノ権利ヲ有スルコトハ何人ト雖モ非難スル能ハサルモノナレトモ、人民カ土地ヲ有スル所ノモノハ祖先又ハ自己カ非常ナル勤勉ニ由リテ得タルニ由ラサルハナシ、然ルニ之ヲ掠奪シテ平等ニ所有セントセハ、他ノ労働ニ由テ得タル財産モ皆均シク分配スルコトヲ得ヘシ。是レ即チ破壊主義ニシテ到底實際ニ行ハル可キモノニアラサルナリ」として、土地の私有認めている。それは、ヘンリー・ジョージが、自己の労働によって生産したものは私有物となし得るのであるが、土地は労働者の労働によって生産したものでなく天与のものであるから私有し得ないとなしたが、著者は、例えばベン先といえども、もとをただせば天与の鉱物である。人工を加えるといつても程度の差にすぎない。したがって、もし労働が諸物の私有権を主張し得る要件であるならば土地もまた私有し得るとなした。しかしながら、土地国有を全く否定しているのではない。「不生産者カ安座逸居シテ巨万ノ富ヲ増加シナカラ、生産者タル労働者カ益々貧苦ヲ極ムルハ決シテ傍観ス可ヘキモノニ非ルナリ。宜シク之ヲ救済セサル可カラス、而シテ之ヲ救済スルノ方法ハ政府所有ノ土地及政府カ新ニ得タル土地「殖民地」ハ之ヲ払下ルコトヲナサス、私民カ所有ノ土地ハ漸々之ヲ買収シ、又借地料ヲ定メテ之ヲ越エシメス、又貸地ノ所有ニハ重税ヲ賦課シ、以テ一方ニ借地料ヲ増サシメス、一方ニハ土地ヲシテ漸々國家ノ所有タラシメント欲スルナリ」と。著者のいう穩健な方法で、漸進的に土地の国有化を計ろうとしている。

社會主義と労働 労働者は、妥当な価格で自己

の労働力を雇主に売る権利がある。恰も、商人が商品を任意に売るが如くに。しかし一個人では雇主に抵抗できないから労働者は団結しなければならない。資本の共同が生産の進歩に利益をもたらすように、労働者の団結も生産の進歩に莫大な利益をもたらす。労働者の団結は生産の進歩を疎害するという者があるが、労働者に雇主と同等の勢力を与えてこそ生産も向上するのである。ただに生産の向上に利するのみならず、「組合員ニシテ雇主ニ対シ不平ヲ抱ク者アル時ハ直チニ其原因ヲ討議シ、其不平ニシテ果シテ理由アルヲ発見セハ極メテ穩便ナル手段ヲ用テ救済策ヲ施シ、決シテ同盟罷工等ノ粗暴過激ナルコトヲ好マサルカ如キ是レナリ」と。著者は、資本家の虐待の下に呻吟する労働者を救済する方法として、労働組合を推奨したのであるが、これのみにては不充分であり、政府の保護が必要であるとした。

労働上ノ制限 政府の保護つまり法律によって労働者を保護しようとしているが、各国において労働事情が異なるが故に、歐州の法律が我が国の労働者に利益を与えるかどうかは充分検討しなければならない。第一に、労働時間について。歐州では労働時間の短縮（6時間）を主張しているが、「余ハ我国ニ於テ未タ其必要ヲ発見セサルナリ」。その理由は、我国の習慣として労働時間は日出から日没までであり、実際には八時間を超えることがない。また、労働時間の短縮によって、労働者の賃銀が低減するならば労働者にはむしろ不利益である。したがって、政府が法律によって労働時間を制限することは賛成できない。第二に、日曜日における労働の禁止について。英國では日曜日の労働を厳禁しているけれども、我国では労働者の収入が減るから労働者自身が賛成しないであろう。第三に、女子及未丁年男子の労働時間の制限は、彼等が衣食に窮せざる方途を考えた上で賛成する。その方途として著者が述べているのは、今日の社会保険制度である。

政府ノ取ル可キ生産事情 土地問題に明瞭に示されている如く、国有産業についても「其目的ヲ達センカ為ニ人ノ財産或ハ安寧ヲ害スル如キコトナサザルニアリ。故ニ生産事業ニ在リテモ濫リニ

之ヲ政府即チ国民全体ノ有トナスヲ欲セス」ということになる。我国の現状では「鉄道」と「火薬及弾丸ノ製造業」以外は政府の事業とする段階ではないと考える。

諸種ノ社会組織 これは、宗教、教育、政党と社会主义との関係を論じているのであるが、宗教に対しては不干涉主義を、教育に関しては教育の機会均等を論じている。ここで政党に対する著者の考えが非常に興味あるところである。我国の政党は「英國ノ如キ代議政体ヲ企望スルモノノ如シ。代議政体ハ立憲君主政体ト異ナルコトハ苟モ政治ヲ学ヒタルモノハ熟知スル所ナリ。而シテ我政体ハ立憲君主政体ナリ、然ラハ彼等ハ國体ヲ変更セント欲スルモノニ非スシテ何ソヤ。國体ヲ変更セントスルモノハ國賊ナリ、余輩何ンソ彼等ニ贊同スルコトヲ得ン。……………彼等カ自ラ称シテ民党ト云フカ如キハ更ニ余輩ノ解スル能ハサル所ナリ。凡ソ斯カル名称ハ、專政君主國ニ於テ其君主カ人民ヲ抑圧スルニ対シテ称ス可キモノニシテ、立憲君主國ニ在リテハ政府ハ単ニ人民ノ福利ヲ計ルヲ目的トスルカ故ニ、政府モ又民党ト称スルコトヲ得ルニ非スヤ……………要スルニ本邦ノ政党ハ余之ヲ贊スル能ハサルモノナリ」

以上、「国家的社會論」の内容を紹介してきたが、本書の著者はマルクス主義を真正社会主义と唱いながらも、その主張を実行しようと過激にならざるを得ないとして、国家的社会主义を唱道するにいたったのである。したがってこの国家的社会主义が社会改良主義であることは明瞭である。しかし、土地私有問題、労働問題、産業国有化問題、租税、社会組織問題などを系統的に述べているのは従来の類書にみられなかったところである。そして、社会改良の目的が富国強兵にあるとしているところに本書の特徴があり、且つ、20年代の思潮を最もよく示しているといえる。

現時之社会主义

本書は明治26年8月民友社の平民叢書(文庫版)第6巻として出版されたものである。民友社が明治20年代において社会主义的思想の宣伝、播種に果した役割は夙に知られているところであります。民友社の社会的地位からして本書が社会主义の啓蒙に

多大の影響を及ぼしたであろうことは容易に推察できる。例えば、後の日本社会党の西川光二郎などは、本書を読んで始めて社会主义を知りその洗礼を受けたといっている。さて本書の全貌を把握するために目次をかかげることが便利であろう。

第1章 社会主義の種類

第2章 19世紀以前の社会主义

- 1 猶太及基督教の社会主义
- 2 トマス・モールよりルーソーまで
- 3 新時代の号鐘

第3章 19世紀前半の社会主义

- 1 サン・シモン及シモン派
- 2 カーライルの社会主义
- 3 フーリールの共同組合制
- 4 ルイ・ブランの労働組合
- 5 ミルの社会主义

第4章 新社会主义の勃興

- 1 独逸社会党の始祖フェルデナンド・ラサーレ
- 2 新社会主义の經典マルクスの資本論
- 3 社会党最近の運動
- 4 魯士亞虚無党

第5章 新ユートピヤ

- 1 公有制度
- 2 富の分配
- 3 物価及貨幣

第6章 実行的社会主义

- 1 非ユートピヤ
- 2 社会主義的立法
- 3 労働者保護
- 4 官設事業

第7章 社会主義の前途

著者は、第4章の「新社会主义の勃興」に全頁の大半(166頁のうち70頁)を費やし、その中でも「新社会主义の經典マルクスの資本論」を中心(70頁のうち32頁)にしているところに本書の特徴がある。マルクスの資本論について、これほど紹介しているのは本書が最初ではないかと思われる。まず、社会主义を如何に分類したかということから本書の内容を紹介しよう。

著者によると三種類の社会主义がある。第一は

最広義の社会主义。これは、その方法の如何を問わず、成る可く富の分配を平等にし、若しくは富の分配における不平等を防ぐ目的を以て、社会上の諸関係を配慮するものである。協働生産の組織、種々の慈善的制度、貧民救助法、私有を制限した古代の法律、習慣、これらすべてが最広義の社会主义であり、人類の歴史とともに古い。第二は、国家社会主义である。これは、目的は第一と同じであるが、国家の企業にのみ適用するものである。古代におけるソロンの法律、猶太の祝節における土地解放の制、英國の貧民法がこれに属する。第三は、公有主義である。これは、土地及び生産用具を公有とし、國家が一切の生産に従事し、一定の原則に従って其生産せる富を分配するのである。公有主義は共産主義とは異なる。共産主義が私有制度を全廃し、絶対的平等を目的とするけれども、公有主義は消費品の私有は之を認め、且つ、一定の範囲内において分配の不平等、蓄財、相続の制度を存続せしめる。この公有主義は「殖産的革命の以前に於て考うこと能わざりし全然新式の社会主义也」と。そして、第一、第二の意義における社会主义は現に実行されているものである。第三の意義によれば、社会主义は将来における実現を待ちつつある理想である。理想的社会主义——公有主義——は其理想を達する方便によって革命的社会主义と漸進的社会主义に分れる。革命的社会主义は暴力に訴えて現存の国家を倒して公有制度を実施する所の国家を新設せんと欲する。漸進的社会主义は現存の国家を信頼し、之を改革することによって漸次に公有的制度を設立することが可能だとするものである。

さて、本書の特徴をなすマルクスの紹介をみてみよう。「新社会主义の十字軍はラサーレの煽動によりて勃発せり。されど其精神的鼓吹は主としてカール・マルクスより来れり」という言葉でもって始まり、『共産党の宣言書』の内容にふれて後、「マルクスの資本論は新社会主义の經典なり。……新社会主义は科学的社会主义を以て自ら居る。而して新社会主义に科学的の基礎を与えたるものはマルクスの資本論也」と述べている。そこで、資本論の内容の紹介であるが、殖産的革命

(産業革命)以後資本と労働とが完全に分離し、「資本家が自ら生産することなくして、其資本を増加し得るは何故なるか。資本に対する利益は如何にして生ずるか」という問題を解決しようとしたのが資本論である。資本の利益は剩余価格によって生ずる。剩余価格は人間の労働による。

1人の人間の労働が1日に創造する価格は、その所有者が1日の生活を維持する費用として受くる賃銀よりも多い。その差が剩余価格である。

マルクスが非難したのは、総ての価格の源泉である労働が、単に其所有者の生活を維持するに足る所の賃銀を以て酬わるるに過ぎないということにある。我々は「彼れが価格と賃銀に関する所説を仔細に検査して、始めて新社会主义が根拠とする議論の真相を知るを得可しと。」

マルクスはアダム・スミスと等しく使用上の価格と交換上の価格との区別から出立する。使用上の価格は真の価格ではない。交換上の価格は価格其自身ではなく、価格が現時の社会において顕現する形式である。交換上の価格が何によって定まるかを探求するには、総ての価格ある物品に共通な属性を発見しなければならない。其属性は即ち彼等が労働の産物たることである。従って、価格とは、或る物品を生産する為めに用いられた労働の量である。労働の量は如何にして之れを測るべきか。労働の量は労働力使用の時間によって測定される。マルクスの定義によれば「価格は単に労働の時間に比例し、市場の状情より独立して物品の中に含有せらるるものなり」。価格が労働の時間によって測られる労働の量なりとすれば、論理的には、同じ時間の労働は必ず同じ価格の物品を創造することになる。されば、マルクスは之を避けて、社会において其物品を生産するに必要な時間の平均なり、換言すれば個人的に必要な労働の時間に非ずして、社会的に必要な労働の時間なりと。次ぎに、価格は労働の量に過ぎずとせば、労働を要せざる物品には価格がないわけであるが、何人も労働を施したことのない土地が多大の価格を有し、多大の労働を以て生産された物品で価格を有せないものがあるのは何故であるか。ここにマルクスの理論の難点がある。第一の点につ

いて、マルクスは、労働を要せざる物品は市価を有するも、価格を有せずというが、マルクスの定義によれば、市価は貨幣の形式においてあらわれた価格である。換言すれば、価格は市価の本體であって、市価は価格の顕現である。されば、顕現ありて本体なしというは自家撞着である。

「第二の難点に対する弁解は更に奇なり」。マルクスは、労働を要したる物品にして価格を有しない場合を承認し、それは社会に有用でないからであるという。彼は最初総ての価格が労働の創造物であることを証明せんがため、価格は物品の有用によって定まるものでないといった。つまり、価格は労働の量のみによって定まるのでなく、労働の性質により影響されることを承認した。約言すれば、価格は物品其自身の中に含有さるものにあらずして、市場の情況、社会上の関係により支配されるものであることを承認した。「マルクスは自ら築きたる議論を破壊せり。彼の議論は直線に走らずして曲線に走れり。彼は徒らに議論の道筋を曲折して再び其発起点に帰り来れり。彼は総ての価格が労働の創造する所なることを証せんとして、終に価格を司配する所の社会的関係を離ること能わざりし也」

以上、マルクスの価格論を批判し、次に貨銀論にふれて、最後に「されど社会主义はマルクスの議論に於て有力な武器を発見せり。新社会主义は労働者の窮乏を訴えて社会の憫助を乞わんとするに非ず。不正の要求を充たさがために革命を促がすに非ず。只多数人民の正当なる要求を充たさんがために、少数人の不正なる要求を撤去す可しと主張するのみ。新社会主义が強烈なる勢力を有する所以の一原因に在り。マルクスが新社会主义の創立者たる所以また此に在り」と評価しているのである。

次いで、この新社会主义に対する批判をみよう。それが第5章の「新ユートピヤ」である。「新会主義はユートピヤ的に非ずして科学的なりといふを以て誇りとす」。新社会主义は公有制度を唱導したが、それを実施する具体的企画については新社会主义は大体の方針を指示しただけであつて、若し実際的企画を詳細に明示すようとすれば

「新社会主义もまたユートピヤ的たらざる能わざりしならん」。即ち、新社会主义が科学的であるというのは消極面においてであつて、積極面ではユートピヤであるという。何故であろうか。

公有制度 生産手段の国有化が公有制度の根本的原則である。生産物を売つて利益を収めるのは業主ではなく、一定の俸給を受ける政府の役人である。「政府の役人が果して善良なる生産者たる可き やは第一の疑問である。」政府の事業が非能率的であることは常である。

公有制度によって得られる平等は、より貧乏における平等になるのではないか。さらに、文学者、美術家、科学者、医者、弁護士の如きは之れを政府の役人とはすることは不可能ではないが、一定の俸給は公正に彼等の才能に酬ゆる所以ではないであろう。また、文学者の仕事を挙げて政府の役人に委した結果は、出版の自由は全く消失し、「羅馬法王の宗教裁判よりも尚ほ甚だしき、精神上の圧制は来る可し。言う勿れ、公有制度に於ては人民即ち国家たるが故に、精神的圧制の恐れなしと。多数の輿論は専制君主よりも甚だしき圧制者也。此圧制者に貸すに無上の武器を以てせば、思想の自由は全く消滅して、社会は無味單調の社会となるん。」公有制度は非現実的なユートピヤである。

富の分配 「各人其労働に比例して富の分配を受く可しとは公有主義が主張する新原則也」。此原則は理論上は公正であるようであるが、困難なのは如何して之れを実際に適用す可きかにある。労働の量は労働時間で測定し得ると仮定しても、「數十百種の労働者の手を経て生産せられ、運搬せられたる物品の1磅若しくは1ヤルドが何時間の労働を要したるかを精算する能わざして、政府の役人が隨意に認定するとせば、理論上に於て公正なる分配法も実際に於て極めて不公正のものとなることを免れざる可し」と。文学者、美術家、医者の仕事は之れを精算、確定する方法があるであろうか。要するに、公有主義は理論上、より多く公正なる富の分配を行わんとして、實際上、其方法が役人の意向外に標準なく、法則なき分配に終ることとなる。現存の制度に幾多の欠点あるこ

とは認めるが、新社会主義の主張する公有制度は到底不可能の救済策たるを免れない。つまり、ユートピヤにすぎないのである。

そこで、著者はユートピヤならざる「実行的社会主義」を主張するのである。著者は、現存の社会制度は人性を基礎として立つ所の制度であるとする。したがって、「人間の性情に於ける内部の革命なき限り、外部の革命、外部の新制度が果して如何ばかり社会の和楽、幸福を増進し得可きかは疑問也。公有主義にせよ、共産主義にせよ、将た孰れの社会主義にせよ、外部の革命により、一躍直ちに理想の楽土に達し得可しとするは寧ろ空望にあらざるを得んや。且つ夫れ現存の制度は、欠点あり、弊害ありと雖、なお実際に運転することを妨げず、要は只其缺を補い、其弊を除くにあり。労働階級の朋友を以て任ずるもの取る可き方針は着々其改良を促がすに外ならず」とする基本的立場に立って実行的社会主義の諸方策を示している。

社会主義的立法 資本の累積を制限するために相続税を設けること。資本は掠奪の結果なりとか、資本家は盜賊なりとする新社会主義の議論は誤っているけれども、現制度において資本家が得する利益は、其分に過ぎたるものあることもまた疑う可からずである。資本家が其業に成功したのは勤勉と先見と機智によるもの多からんが、彼等が時運と社会に負う所もまた決して勘しとしない。したがって、「資本家を保護したる国家は、甚だしき不平等の弊を救わんが為めに、其富の幾分を要求するの権利あり」。国家は殖産上の必要から資本家を保護すると同時に社会上の必要から富の偏在を制限しなければならない。その最も実行し易く弊害の少ない方法が相続税である。

労働者保護 まず、最低賃銀制の問題であるが、それは一部の労働者を犠牲にして他の労働者

を制することになる。若し雇主に賃銀を引き上げる余裕がない時は最低賃銀制も多くの徳沢を一般労働者に与えることはできない。賃銀を引上る最も確実な方法は労働の供給を減じ、若しくは其需要を増すことである。労働者の供給を減ずるためにには移住があり、需要を増加するためには殖産興業を拡張することである。労働者を保護する第一はこのことである。次いで、労働時間の制限は労働者の健康を保護するため必要であるが、賃銀低減を覚悟の上でしなければならない。最後に、労働階級を保護し、社会的平等を治す方策で、其効益確実、其実行容易なのは、公費を以て教育を普及することである。労働者は知識を蓄え、熟練を積む機会を得ることによって其地位を高めることができる。教育の普及は社会主義的理想的に一步前進することになる。

官設事業 国家が或る産業に自ら手を下すことは、国家経済のため、社会主義的目的のために必要なことがある。しかし、「官設事業の区域を拡張するは、公有主義者の主張するが如く、一足飛の事たらずして、最も慎重なる考慮と実験の時を要する漸次の事たる可き也」。

以上、著者の「実行的社会主義」なるものの内容を紹介した。それが社会改良主義であることは明確である。この漸進的な社会改良主義の立場から、マルクスの予言をはじめとしてあらゆる予言は失敗したと断定した。しかしながら、「吾人は其がより多くの平等と、より多くの自由の方向に於てあることを信ずる也。而して其方向に進むの途は、人情と、自助と、國家の安排に在てあることを信ずる也」という言葉で『現時之社会主義』を結んでいる。

註 本文中の引用文はいちいち明記しなかつたが、『社会党頃聞』と『国家的社会論』は、明治文化全集・社会篇続による。『現時之社会主義』は民友社の平民叢書によることをおことわりしておく。